

ビジネスプラス利用規約【現改比較表】2024年12月1日現在

～2024年11月30日

2024年12月1日～

<p>第1条～11条（略）</p>	<p>第1条～11条（略）</p>
<p>第12条（本契約者が行う本契約の解除） 本契約者は、本契約又はサービス利用等契約を解除しようとするときは、あらかじめ7営業日前まで（ただし、ビジネスプラスSansan、ビジネスプラスSansanPC、ビジネスプラスSalesforce、ビジネスプラスクラウドサイン、ビジネスプラスGoogle、ビジネスプラスWebexについては55日前までとします。）に、当社所定の方法により、本契約又はサービス利用等契約の全部又は一部（ただし、当社が認める範囲に限りま す。）の解除の申込を行うものとします。なお、オプション機器にかかる本契約又はサービス利用等契約の解除については当該サービス利用等契約によるものとします。当該サービス利用等契約に定めがない場合はオプション機器にかかる本契約又はサービス利用等契約は解除することはできないものとします。</p>	<p>第12条（本契約者が行う本契約の解除） 本契約者は、本契約又はサービス利用等契約を解除しようとするときは、あらかじめ7営業日前までに、当社所定の方法により、本契約又はサービス利用等契約の全部又は一部（ただし、当社が認める範囲に限りま す。）の解除の申込を行うものとします。</p> <p>ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めたとおりとします。</p> <p>(1) ビジネスプラスSansan、ビジネスプラスSansanPC、ビジネスプラスSalesforce、ビジネスプラスクラウドサイン、ビジネスプラスGoogle、ビジネスプラスWebexについては55日前までに解除の申込を行うものとします。</p> <p>(2) RING × LINKについては、解除を希望する日が属する暦月の10日までに解除の申込を行うものとします。この場合において、暦月の11日から暦月末日の7営業日前までは解除の申込を行うことはできないものとします。</p> <p>なお、オプション機器にかかる本契約又はサービス利用等契約の解除については当該サービス利用等契約によるものとします。当該サービス利用等契約に定めがない場合はオプション機器にかかる本契約又はサービス利用等契約は解除することはできないものとします。</p>
<p>第13条～29条、附則（略）</p>	<p>第13条～29条、附則（略）</p>
	<p>附則（令和6年11月28日CAS2サ第000400009641-01号） （実施期日） この改正規約は、令和6年12月1日から実施します。</p>
<p>別紙1 1～別紙2（略）</p>	<p>別紙1 1～別紙2（略）</p>